

医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求（令和6年12月2日以降の取扱い）

マイナンバーカードをカードリーダーにかざすようご案内ください

確認できた

問題なし

マイナンバーカードを持っていない方の場合

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

※電子証明書の有効期限が切れて3カ月経過していた場合も含む

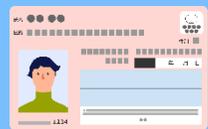
健康保険証
(~2025.12/1)



資格確認書
(2024.12/2~)

資格確認書	有効期限
XXXX	
氏名	山田太郎
負担割合	3割
保険者名	●●●

マイナ保険証



※追加で保険証の提示は不要

※電子証明書の有効期限後3カ月間は資格確認可

【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面 資格情報のお知らせ

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可

医療保険の資格情報	
保険者名	●●組合
負担割合	3割
氏名	山田花子

※追加で保険証の提示は不要

資格情報のお知らせ

- 組合
- 氏名 山田花子
- 負担割合 3割
- 受診の際 マイナ保険証が必要

【再診の場合】

過去の受診で請求に必要な資格情報を把握していれば、患者への口頭確認

【初診の場合】

被保険者資格申立書

被保険者資格申立書

署名 山田太郎

(事後に確認)

患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、レセプト請求をしてください

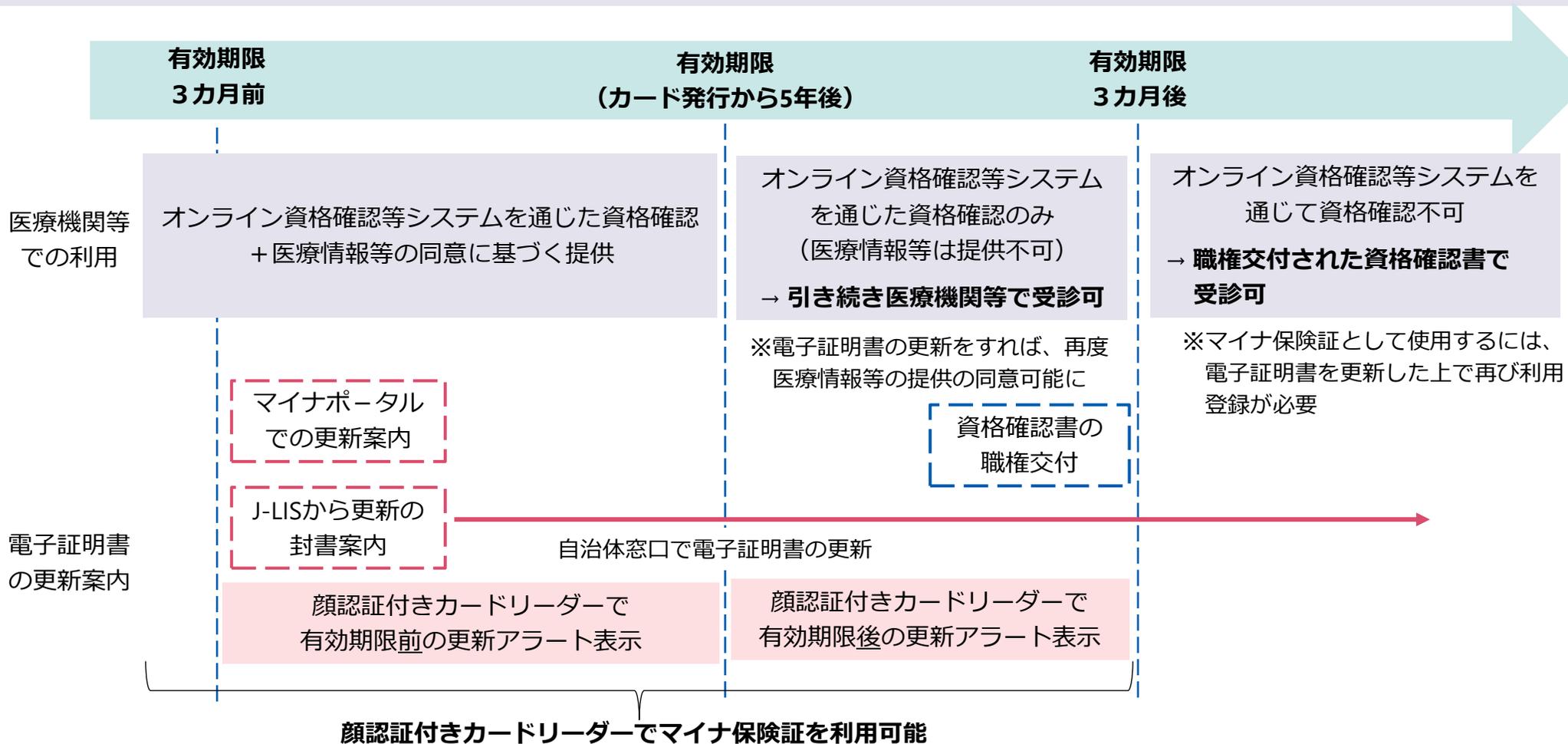
※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロードしておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

- 以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください
- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
 - ② オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
 - ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用

12月2日以降、電子証明書の有効期限が切れても3カ月間は引き続きオンライン資格確認が可能であり、有効期限切れ3カ月後までに保険者から資格確認書を職権で交付。

※有効期限が切れて電子証明書が失効しても、マイナンバーカード本体や資格情報自体は引き続き有効。



※有効期限3カ月後以降は、マイナポータルからDLした資格情報画面 (PDF) か、資格情報のお知らせとマイナンバーカードを併せて提示することで受診可能